

3月31日で終了します 図書館での証明書受取サービス

ひきふね図書館での証明書受取サービス(電話予約)は、利用者の減少に伴い、3月31日で終了します。今後は、コンビニ交付サービスや電子申請等をご利用ください。

なお、5月31日までは、コンビニ交付サービスを利用すると、交付手数料10円で墨田区が発行する住民票の写し等の証明書を取得できます。
【問合せ】戸籍・住民票コールセンター ☎5608-6912【担当課】窓口課

ご協力ください 公園リニューアルアンケート

「誰もが健やか まちが輝く すみだの公園」を実現するため、リニューアル後の公園について皆様のご意見を募集しています。

【対象】公園利用者【申込み】3月31日までにオンライン申請【問合せ】公園課計画調整担当 ☎5608-6291



ご注意ください すみだ生涯学習センターの臨時休館

すみだ生涯学習センター(東向島2-38-7)は、電気設備点検のため臨時休館します。

【休館日】3月20日(祝)【問合せ】すみだ生涯学習センター ☎5247-2001【担当課】地域活動推進課

新しい仲間と一緒に活動しませんか 老人クラブ

老人クラブでは、高齢者が仲間とともに住み慣れた地域で生き生きと過ごすため、趣味や誕生日会等の集まりだけでなく、健康づくりや社会奉仕活動、多世代交流等を行っています。現在区内の老人クラブは125団体あり、約8200人の会員がいます。また、区内の老人クラブで組織する墨田区老人クラブ連合会では、グラウンドゴルフ等の軽スポーツ大会や映画会、旅行など多数の催しを開催しています。非会員の方でも参加できる催しもありますので、関心がある方はお問い合わせください。

【対象】区内在住で60歳以上の方【問合せ】墨田区老人クラブ連合会事務局(区役所11階) ☎5608-6167 *受け付けは月曜日～金曜日の午前10時～午後4時(祝休日を除く) *詳細は問合せ先HPを参照【担当課】高齢者福祉課

心当たりがある方は申出を 東京空襲犠牲者名簿への 掲載

都では、東京空襲の犠牲者を追悼し平和を祈念するため、都立横網町公園(横網2-3-25)内の碑に「東京空襲犠牲者名簿」を納めています。名簿には現在、8万1724人の氏名が掲載され、毎年追加しています。

ご遺族や関係者は、都HPから出力できる「東京空襲犠牲者名簿掲載申出書」で問合せ先へ申し出てください。

【問合せ】都生活文化局文化振興部企画調整課記念行事担当 ☎5000-7230【担当課】行政経営担当



資源の有効活用にご協力を 古着・金属製調理器具等の 回収とフードドライブ

家庭で不用になった古着や金属製調理器具等を回収します。同時に、余っている食品を回収するフードドライブを実施します。詳細は問い合わせるか、区HPをご覧ください。

【とき/ところ】▶3月7日(土)／大横川親水公園(亀沢4-18-8・旧ささのは児童遊園隣) ▶3月20日(祝)／ひいらぎ公園(八広1-16-11) *時間はいずれも午前9時～午後2時【回収品目】洗濯済みの古着、靴、ぬいぐるみ、金属製調理器具、賞味期限まで1か月以上の食品、ペットボトルキャップ、使用済歯ブラシ、廃食油、使い捨てコンタクトレンズの空ケース *汚れや破損、材質など、品物の状態によっては回収できない場合あり【対象】区内在住の方 *事業者を除く【費用】無料【持込方法】廃食油はペットボトルに入れ、そのほかは回収品目別に半透明の袋に入れて当日直接会場へ *車での来場は不可【問合せ】すみだ清掃事務所分室 ☎3613-2228



31日はサイクルの日 自転車のリユース・リサイクル と羽毛布団のリサイクル

家庭で不用になった、部品が欠けていないまだ乗れる自転車を回収し、海外へ届ける自転車リユース・リサイクル事業と、羽毛布団のリサイクル事業を実施します。なお、粗大ごみとしての回収ではありません。

【とき】3月31日(火)午前9時～午後2時 *正午～午後1時を除く【回収場所】すみだ清掃事務所(業平5-6-2)【回収品目(自転車)】乗車可能な大人用自転車・子ども用自転車・電動アシスト自転車・マウンテンバイク・折り畳み式自転車 *パンクしているものも可 *キックバイク(ストライダー®等)は不可【回収品目(羽毛布団)】ダウン率50%以上のもの【対象】区内在住在勤の方 *事業者を除く【費用】無料【申込み】オンライン申請か電話で、3月24日までに、すみだ清掃事務所 ☎5819-2572へ



家庭で簡単に再生土が作れます 「土の再生キット」の貸出し

園芸などで使った土を再生して利用するためのキットを貸し出します。

【キットの内容】ふるい(大・中・小)、園芸シート、園芸スコップ、土壌酸度計、再生方法のチラシ【対象】区内在住在勤の方【費用】無料【申込み】随時、環境保全課緑化推進担当(区役所12階) ☎5608-6208へ *受け取りは申込先のほか、緑と花の学習園(文花2-12-17)、すみだ清掃事務所分室(東向島5-9-11)でも可 *詳細は区HPを参照



毎月1日は 墨田区防災の日

3月1日の点検項目
地震だ
まず身の安全



4月からの定期利用枠を募集します こども誰でも通園制度

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)を、定期的(毎週月曜日など)に利用する方を募集します。

【対象】認可保育所等に通っていない、6か月～2歳(3歳の誕生日の前々日まで)で、原則、墨田区に住民登録がある子ども【申込み】3月8日までにオンライン申請 *事前に利用者認定申請が必要【問合せ】子ども施設課保育給付担当 ☎5608-1253



令和7年度分の申請は3月13日まで 私立幼稚園等の入園料補助 金・保育料補助金

私立幼稚園等に通園している子どもの保護者に、入園料補助金と保育料補助金を交付しています。令和7年度分の申請期限は3月13日ですので、早めに申請してください。詳細はお問い合わせください。

【問合せ】子ども施設課保育給付担当 ☎5608-1583 *子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園等(あづま幼稚園・言問幼稚園・向島文化幼稚園・両国幼稚園等)は、保育料補助金の対象外



3月23日に本園舎へ移転します 東あずま保育園

仮園舎で運営している東あずま保育園は、都の耐震化工事と園内のリニューアル工事が完了したため、本園舎へ移転します。

【移転日】3月23日(月)【本園舎所在地】立花1-27-6-101【問合せ】子ども施設課保育運営支援係 ☎5608-6162

便利な口座振替をご利用ください 特別区民税・都民税・森林 環境税の納付

特別区民税・都民税・森林環境税(普通徴収分)の納付は、納期日に預貯金口座から自動で引き落とされる口座振替が便利です。

【利用申込み】▶6月10日までにオンライン申請 *詳細は区HPを参照 ▶専用はがきを直接か郵送で、5月8日(必着)までに問合せ先へ *専用はがきは問合せ先と各出張所で配布【問合せ】税務課税務係(区役所2階) ☎5608-6133



3月は都の自殺対策強化月間です 「気づいてください!体と心の限界サイン」

東京都自殺相談ダイヤル
こころといのちのほっとライン
☎0570-087478
(正午～翌朝5時半/年中無休)



LINE相談は「相談ほっとLINE@東京」
(受け付けは午後3時～10時半/右記コードからLINEで
いのち支える 友だち登録)



毎月5日はすみだ環境の日

毎月環境の日に更新
エココラムを
ご覧ください!
3月のエコしぐさ
冷蔵庫 開ける回数 減らしましょう



対象者の医療と介護の費用負担を軽減します
高額医療・高額介護合算制度

医療保険の医療費や介護保険の介護サービス費等は、1か月ごとの自己負担限度額を超えて支払った場合、超えた金額が「高額療養費」



または「高額介護(予防)サービス費」「高額介護予防サービス費相当」として、各保険から支給されます。これに加え、同じ医療保険に加入している世帯で、医療費・介護(予防)サービス費等の自己負担の年間合計額が世帯の限度額を超えた場合、超えた金額が「高額医療・高額介護合算制度」に基づき、各保険から支給されます。国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入し、この制度の対象となる方には、順次申請書を送付します。

なお、計算期間内に、転職・転入等で加入する医療保険や介護保険に変更があった方には、申請書を送付できない場合があります。これは、申請時に変更前の医療保険や介護保険の「自己負担額証明書」が必要となる場合があるためです。詳細はお問い合わせください。

【計算期間】6年8月～7年7月の1年間**【対象】**同一世帯の同じ医療保険に加入している方(合算対象者)で、次の全ての要件を満たす方▶合算対象者のいずれかに医療保険の医療費および介護保険の介護サービス費等の自己負担額がある▶計算期間内における医療保険の医療費と介護保険の介護サービス費等の自己負担の合計額(高額療養費、高額介護サービス費等、入院または入所時の食費・居住費・差額ベッド代等を除く)から、所得区分に応じた自己負担限度額(下表のとおり)を差し引いた後の額が500円を超える**【問合せ】**▶国民健康保険=国保年金課こくほ給付係 ☎5608-6123 ▶後期高齢者医療制度=国保年金課長寿医療(後期高齢者医療)資格・給付担当 ☎5608-6192 ▶介護保険=介護保険課給付・事業者担当 ☎5608-6149 *国民健康保険と後期高齢者医療制度以外の医療保険に加入している方の申請方法等は、各医療保険者へ

■国民健康保険+介護保険(69歳以下の方の世帯)

所得区分	自己負担限度額
所得901万円超および未申告	212万円
所得600万円超901万円以下	141万円
所得210万円超600万円以下	67万円
所得210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

■国民健康保険+介護保険(70歳～74歳の方の世帯)および後期高齢者医療制度+介護保険(75歳以上の方の世帯)

所得区分	自己負担限度額	
現役並み所得Ⅲ(課税所得690万円以上)	212万円	
現役並み所得Ⅱ(課税所得380万円以上)	141万円	
現役並み所得Ⅰ(課税所得145万円以上)	67万円	
一般(住民税課税世帯)	56万円	
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円
	区分Ⅰ	19万円

- ① 一般(住民税課税世帯)は、後期高齢者医療制度の一般Ⅰと一般Ⅱを含みます。
- ② 区分Ⅰは、世帯全員が住民税非課税かつ各世帯員の年金収入が80万円以下で、その他の所得がない方(給与所得がある場合は10万円を控除)または老齢福祉年金を受給している方です。
- ③ 区分Ⅱは、世帯全員が住民税非課税で、区分Ⅰに該当しない方です。

困り事をご相談ください
暮らし・しごと相談室すみだ

「暮らし・しごと相談室すみだ」は、仕事や生活、家計、住居、家族などの生活全般の困り事や不安なことがある方のための相談窓口です。

相談支援員が、相談者の悩みの解決、自立に向けて支援します。詳細は区HPをご覧ください。



【問合せ】暮らし・しごと相談室すみだ ☎5608-6289**【担当課】**地域福祉課

警察署から適正利用のお願い
緊急時の110番と悩み・心配事等相談時の#9110

緊急な対応を必要としない相談などで110番通報をすると、緊急の事件や事故への対応が遅れる原因となります。

事件や事故の発生に至っていないものの、生活における不安や困り事があるときには、警察相談ダイヤル☎#9110または警視庁総合相談センター☎3501-0110へご連絡ください。

【問合せ】向島警察署地域総務係 ☎3616-0110**【担当課】**安全支援課

3月8日は国際女性デー

この機会に、女性の権利について考えてみませんか?

【問合せ】すみ達人権同和・男女共同参画事務所男女共同参画担当 ☎5608-6512



今号8面に掲載しています!
「私の好きなすみだ」写真募集



皆さんが撮影した写真を、1月を除く奇数月の1日号8面に掲載していますので、ぜひ写真をお寄せください。

【応募方法】随時、「私の好きなすみだ」をテーマに区内で撮影した写真と、作品名、撮影場所、応募者の氏名・住所・電話番号を直接か郵送、Eメールで、〒130-8640広報広聴担当(区役所6階) ☎5608-6223・✉oshirase@city.sumida.lg.jpへ *Eメールの件名は「私の好きなすみだ」 *写真は▶直接・郵送=A4以下の紙に印刷するか、jpeg形式でCD-Rに保存 ▶Eメール=jpeg形式で添付(1通当たり5MB以内)**【注意事項】**▶写真は返却不可 ▶人物が含まれる写真は、肖像権侵害等の防止のため、本人(未成年の場合は親権者)の了承が必要 ▶撮影者の氏名も掲載 ▶応募写真は他媒体で使用する場合あり ▶応募写真は掲載時に一部修正する場合あり



区政情報番組
ウィークリー すみだ
3月の番組表



キャスター 大山美佳さん

毎日、午前9時、正午、午後4・8時から地上デジタル11チャンネルで放送しています(各15分間)。なお、放送終了後は区HPでご覧になれます。

【問合せ】広報広聴担当 ☎5608-6220

知=すみだのそこの知りたい 特=特集 区=こんにちは区長です

放映日	午前9時	正午	午後4時	午後8時
3月1日(日)～7日(土)	知 ジュニアリーダー			
3月8日(日)～14日(土)	特 誰もがスポーツを楽しめるまち すみだ	知 ジュニアリーダー	特 誰もがスポーツを楽しめるまち すみだ	知 ジュニアリーダー
3月15日(日)～21日(土)	区 令和8年度予算案			
3月22日(日)～31日(火)	区 令和8年度予算案	特 誰もがスポーツを楽しめるまち すみだ	区 令和8年度予算案	特 誰もがスポーツを楽しめるまち すみだ

*内容が一部変更になる場合あり
*ケーブルテレビへの加入・問合せは、J:COMカスタマーセンター ☎0120-999-000へ

みんなの声

区に寄せられたご意見から

原動機付自転車の「ご当地ナンバープレート」を、ほかの地域でよく見掛けます。墨田区でもまた作成してほしいです。また、作成された場合、現在付けているプレートと交換できますか?

【区長から】

原動機付自転車の墨田区オリジナルナンバープレートですが、平成28年度のすみだ北斎美術館の開館に当たり同館のPRも兼ねて、2000枚限定で作成したことがあります。

今後も、区で開催する大きな行事等に合わせ

せて、作成を検討していきます。また、作成した際は、現在使用しているナンバープレートとの交換もできる予定です。

【問合せ】広報広聴担当 ☎5608-6221